

議案第16号

目黒区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

目黒区立従前居住者用住宅条例（平成5年3月目黒区条例第9号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

目黒区従前居住者用住宅条例

第1条中「目黒区立従前居住者用住宅」を「目黒区従前居住者用住宅」に改
める。

第2条第1項中「老朽建築物等が」を「老朽化した木造の建築物等が」に、
「、老朽建築物等の建替えを促進し、併せて居住環境の整備等を総合的に行う
住宅市街地総合整備事業及び東京都防災密集地域総合整備事業」を「行う住宅
市街地総合整備事業、東京都防災密集地域総合整備事業、不燃化推進特定整備
事業その他の建替えの促進、居住環境の整備等を行う事業及び都市計画法（昭
和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業」に改める。

第5条第1項中「第7号」を「第4号」に、「第6号まで」を「第3号まで」
に改め、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を
第3号とし、第7号を第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」
を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第20条第1項第2号中「世帯用の従前居住者用住宅の使用者にあっては、」
を削る。

第21条の2を次のように改める。

（使用権の承継）

第21条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、従前居住者用住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、従前居住者用住宅の使用権の承継を許可することができる。

(1) 従前居住者用住宅の使用権を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は3親等内の血族若しくは姻族であつて、使用開始当初から（出生にあつては、出生後）引き続き当該従前居住者用住宅に居住しているものであるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

2 区長は、前項の規定により使用権の承継をしようとする者又はその同居者が暴力団員であるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

第30条の2中「、第20条第1項若しくは第21条の2第1項の許可（第20条第1項の許可にあつては、同項第2号に該当する場合に限る。）」を「の規定による使用の許可、第20条第1項の規定による許可（同項第2号に該当する場合の許可に限る。）若しくは第21条の2第1項の規定による承継の許可」に、「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第30条の3中「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第4号」に改める。

別表第1中

目黒区立ホーム月光原	東京都目黒区目黒本町五丁目 17番15号	世帯用 6	を
目黒区立コーポ目黒本町	東京都目黒区目黒本町五丁目 33番1号	単身用 2	

目黒区ホーム月光原	東京都目黒区目黒本町五丁目 17番15号	6	に
-----------	-------------------------	---	---

改める。

別表第2中	目黒区立ホーム月光原	月額 50,800円	を
-------	------------	------------	---

目黒区立コーポ目黒本町	月額 27,400円
-------------	------------

目黒区ホーム月光原

月額 50,800円

に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、目黒区立ホーム月光原の使用について区長に対して行った申込みその他の行為及び区長が行った許可その他の行為は、目黒区ホーム月光原の使用について区長に対して行った申込みその他の行為及び区長が行った許可その他の行為とみなす。

(説明) 従前居住者用住宅を廃止し、使用者の資格条件を緩和するとともに、使用権の承継の許可に係る要件を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料 1

目黒区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<u>目黒区従前居住者用住宅条例</u> (設置) 第1条 整備事業の施行に伴い住宅を失うこと等により、住宅に困窮すると認められる者に対して住宅を提供するため、<u>目黒区従前居住者用住宅</u>（以下「従前居住者用住宅」という。）及び共同施設を設置する。 (定義) 第2条 この条例において「整備事業」とは、目黒区（以下「区」という。）の区域内の<u>老朽化した木造の建築物等</u>が集中して立地していること等により居住環境が劣っていると認められる地区において<u>行う住宅市街地総合整備事業、東京都防災密集地域総合整備事業、不燃化推進特定整備事業その他の建替えの促進、居住環境の整備等を行う事業及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業</u>をいう。 2 （現行に同じ。） (使用者の資格) 第5条 従前居住者用住宅の使用者（<u>第4号</u>に掲げる場合にあつては、現に	<u>目黒区立従前居住者用住宅条例</u> (設置) 第1条 整備事業の施行に伴い住宅を失うこと等により、住宅に困窮すると認められる者に対して住宅を提供するため、<u>目黒区立従前居住者用住宅</u>（以下「従前居住者用住宅」という。）及び共同施設を設置する。 (定義) 第2条 この条例において「整備事業」とは、目黒区（以下「区」という。）の区域内の<u>老朽建築物等</u>が集中して立地していること等により居住環境が劣っていると認められる地区において、<u>老朽建築物等の建替えを促進し、併せて居住環境の整備等を総合的に行う住宅市街地総合整備事業及び東京都防災密集地域総合整備事業</u>をいう。 2 （省略） (使用者の資格) 第5条 従前居住者用住宅の使用者（<u>第7号</u>に掲げる場合にあつては、現に

同居する者を含む。)は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。ただし、整備事業の施行に伴い仮住居を必要とする者である従前居住者用住宅の使用者(以下「仮入居者」という。)については、第1号から第3号までに掲げる条件を具備することを要しない。

(1) (現行に同じ。)

(2) (現行に同じ。)

(3) (現行に同じ。)

(4) (現行に同じ。)

同居する者を含む。)は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。ただし、整備事業の施行に伴い仮住居を必要とする者である従前居住者用住宅の使用者(以下「仮入居者」という。)については、第1号から第6号までに掲げる条件を具備することを要しない。

(1) (省略)

(2) 整備事業の施行に係る賃貸住宅の賃借人であって、当該住宅に引き続き2年以上住所を有している者であること。

(3) 世帯用の従前居住者用住宅の使用者である場合にあっては、現に同居する者があること。

(4) 単身用の従前居住者用住宅の使用者である場合にあっては、ひとり暮らしであること。

(5) (省略)

(6) (省略)

(7) (省略)

2 使用者又は同居者が死亡し、又は退去したことに伴い、その死亡時又は退去時に当該使用者又は同居者と同居していた者が新たに使用者となる場合にあっては、区長は、前項の規定にかかわらず、同項第2号に定める条件を具備していることを要しないこととすることができる。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める条件以外の条件を付けることができる。

(許可事項)

第20条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。

(1) (現行に同じ。)

(2) 使用者と同居することを許可された者以外の者を同居させようとするとき。

(3)～(5) (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

(使用権の承継)

第21条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、従前居住者用住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、従前居住者用住宅の使用権の承継を許可することができる。

(1) 従前居住者用住宅の使用権を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

)又は3親等内の血族若しくは姻族であつて、使用開始当初から(出生にあつては、出生後)引き続き当該従前居住者用住宅に居住しているも

3 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項に定める条件以外の条件を付けることができる。

(許可事項)

第20条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区長の許可を受けなければならない。

(1) (省略)

(2) 世帯用の従前居住者用住宅の使用者にあつては、使用者と同居することを許可された者以外の者を同居させようとするとき。

(3)～(5) (省略)

2 (省略)

(使用の承継等)

第21条の2 使用者又は同居者が死亡し、又は退去し、その死亡時又は退去時に当該使用者又は同居者と同居していた者がひとり暮らしとなる場合において、当該ひとり暮らしとなる者が引き続き居住することを希望するときは、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する引き続き居住することを希望する者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

のであるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

2 区長は、前項の規定により使用権の承継をしようとする者又はその同居者が暴力団員であるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第30条の2 区長は、第7条の規定による使用の許可、第20条第1項の規定による許可（同項第2号に該当する場合の許可に限る。）若しくは第21条の2第1項の規定による承継の許可をしようとするとき又は現に従前居住者用住宅を使用している者若しくはその同居者について区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第4号、第20条第2項、第21条の2第2項及び前条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

(区長への意見)

第30条の3 警視総監は、従前居住者用住宅を使用しようとする者（現に同居する者を含む。）又は現に従前居住者用住宅を使用している者若しくはその同居者に関し、第5条第1項第4号、第20条第2項、第21条の2第2項及び第30条第1項第6号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第30条の2 区長は、第7条、第20条第1項若しくは第21条の2第1項の許可（第20条第1項の許可にあつては、同項第2号に該当する場合に限る。）をしようとするとき又は現に従前居住者用住宅を使用している者若しくはその同居者について区長が特に必要があると認めるときは、第5条第1項第7号、第20条第2項、第21条の2第2項及び前条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

(区長への意見)

第30条の3 警視総監は、従前居住者用住宅を使用しようとする者（現に同居する者を含む。）又は現に従前居住者用住宅を使用している者若しくはその同居者に関し、第5条第1項第7号、第20条第2項、第21条の2第2項及び第30条第1項第6号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。

別表第1（第3条関係）

名称	位置	戸数
目黒区ホーム月光原	東京都目黒区目黒本町五丁目17番15号	6

別表第2（第13条関係）

名称	使用料
目黒区ホーム月光原	月額 50,800円

別表第1（第3条関係）

名称	位置	戸数
目黒区立ホーム月光原	東京都目黒区目黒本町五丁目17番15号	世帯用 6
目黒区立コーポ目黒本町	東京都目黒区目黒本町五丁目33番1号	単身用 2

別表第2（第13条関係）

名称	使用料
目黒区立ホーム月光原	月額 50,800円
目黒区立コーポ目黒本町	月額 27,400円

目黒区立コ－ポ目黒本町位置図

(東京都目黒区目黒本町五丁目33番1号)

